

新潟市耐震シェルター等設置補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震時に迅速な自力避難が困難である高齢者等の生命の安全を確保するとともに、防災意識の向上を図るために、木造住宅に耐震シェルター等を設置する費用の一部を補助する新潟市耐震シェルター等設置補助事業（以下、「本事業」という。）の補助金の交付に関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「市補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断

一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する「誰でもできるわが家の耐震診断」又は新潟市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱に基づき行った木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

(2) 高齢者等戸建て住宅

戸建て住宅（延べ面積の過半部分が居住の用に供されている住宅であって、2世帯住宅を含む。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 高齢者（65歳以上の者）のみが居住する住宅

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護認定又は要支援認定を受けた者が居住する住宅

ウ 身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けた者が居住する住宅

エ 療育手帳Aの交付を受けた者が居住する住宅

(3) 耐震シェルター等

大地震発生時において居住している住宅が倒壊した場合に、居住者の生命を守るための装置で、公的機関等により評価若しくは認定を受けた耐震シェルター又は防災ベ

ッドをいう。

(4) 耐震改修等促進リフォーム工事

耐震シェルター等の設置工事に併せて行う当該工事以外の工事（他の補助制度等の対象となる工事の部分は除く。）で、住宅の機能及び性能の維持若しくは向上又は居住環境の向上を目的とした住宅の修繕、模様替え、一部改築、一部増築又は減築の工事のうち、これに要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が10万円以上のもので、次に掲げるもの以外のものをいう。

ア 土地の購入及び工事中の仮住居に係るもの

イ 家具（カーテン及びブラインドを含み、造り付けのものを除く。）、電化製品（エアコンを含む。）、暖房器具及び照明器具等の備品に係るもの

ウ 電信、電話及び通信等設備に係るもの

エ 併用住宅にあつては、居住以外の用に供する部分に係るもの

オ 外構、植栽及び居住の用に供さない別棟の建物に係るもの

カ 下水道接続及び浄化槽設置に係るもの

キ 太陽光発電設備の設置に係るもの

ク ペレットストーブの設置に係るもの

ケ 高効率給湯器の設置に係るもの

コ その他補助の対象として不適当なもの

（補助対象住宅）

第3条 本事業の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 新潟市内に存する個人所有の高齢者等戸建て住宅

(2) 木造在来軸組工法又は木造枠組壁工法で建築された住宅

(3) 階数が2以下の住宅

(4) 昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した住宅

(5) 耐震診断の結果、一般診断法による上部構造評点が1.0未満であった住宅又

は誰でもできるわが家の耐震診断の結果、評点の合計が7点以下の住宅

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する住宅は、本事業の対象外とする。

(1) 過去に新潟市木造住宅耐震改修工事等補助制度及びその他の補助制度に基づく耐震改修工事又は段階的耐震改修工事の補助金、その他これに準ずるものの交付を受けたことのある住宅

(2) 過去に本要綱による補助金の交付を受けて、耐震シェルター等の設置を行ったことのある住宅

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 耐震シェルター等の設置に係る費用の2分の1に相当する額以内の額（その額に10,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、その額は30万円を超えないものとする。

(2) 耐震改修等促進リフォーム工事に係る費用の2分の1に相当する額以内の額（その額に10,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、その額は20万円を超えないものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は補助対象住宅の所有者又は居住者とし、耐震シェルター等の設置及び耐震改修等促進リフォーム工事に係る契約を締結する前に、次の各号に掲げる書類を添付した別記様式第1号による補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断結果報告書の写し（当該住宅の総合評点又は上部構造評点を確認できる書類）又は「誰でもできるわが家の耐震診断」問診表の写し

(2) 高齢者等戸建て住宅であることが確認できる次のいずれかの書類

ア 世帯全員分の住民票の写し（直近3か月以内のもの）

イ 介護保険被保険者証の写し

ウ 身体障害者手帳の写し

エ 療育手帳の写し

(3) 第3条第1号（個人所有に係る部分に限る）から第4号の要件を満たすことを証する書類

(4) 住宅（所有者・居住者）の同意書（別記様式第2号）（当該住宅の所有者と居住者が異なる場合に限る。）

(5) 耐震シェルター等の設置及び耐震改修等促進リフォーム工事に係る費用の見積書の写し（設置しようとする耐震シェルター等の製品名と仕様等及び耐震改修等促進リフォーム工事の内容を明示したもの）

(6) 耐震シェルター等を設置しようとする住宅の平面図（耐震シェルター等の設置位置並びに耐震改修等促進リフォーム工事の範囲及び内容を明示したもの）

(7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の内容について審査等を行い、補助金の交付又は不交付を決定し、その旨を別記様式第3号による補助金交付（不交付）決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、本事業の目的の達成及び適正な施行のために必要な条件を付することができる。

（工事の着手）

第7条 申請者は、前条第1項の規定による通知書が交付される日以前に、耐震シェルター等の設置及び耐震改修等促進リフォーム工事に着手してはならない。

（事業の変更手続き）

第8条 第6条第1項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その申請に係る事業の中止、廃止又は内容の変更をしようとする

ときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、当該変更の内容が、事業の実施期間の変更又は補助金の額に係らない範囲の耐震改修等促進リフォーム工事の変更の場合はこの限りでない。

- 2 前項の承認を受けようとする補助事業者は、次に掲げる書類を添付した別記様式第4号による補助事業中止・廃止・変更承認申請書を市長に提出しなければならない。ただし、当該変更に係らないものは省略することができる。

(1) 変更後の耐震シェルター等の設置及び耐震改修等促進リフォーム工事に係る費用の見積書の写し（設置しようとする耐震シェルター等の製品名と仕様等及び耐震改修等促進リフォーム工事の内容を明示したもの）

(2) 変更後の耐震シェルター等を設置しようとする住宅の平面図（耐震シェルター等の設置位置並びに耐震改修等促進リフォーム工事の範囲及び内容を明示したもの。）

- 3 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、当該申請の内容について審査等を行い、変更の承認をしたときは、その旨を別記様式第5号による補助金交付決定変更通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。この場合において、当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

- 4 補助事業者は、第2項の規定による承認の申請をしたときは、第3項の規定による通知書が交付される日以前に、当該変更に係る耐震シェルター等の設置及び耐震改修等促進リフォーム工事に着手してはならない。

（事業の実績報告）

第9条 補助事業者は、当該耐震シェルター等を設置する年度の3月15日までに、次に掲げる書類を添付した別記様式第6号による実績報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 耐震シェルター等設置に係る収支計算書（別記様式第13号）

(2) 設置状況写真（設置前、設置中及び設置後の状況が確認できるもの。）及び耐

震改修等促進リフォーム工事状況写真（着手前、工事中及び工事後の状況が確認できるもの）

（３） 耐震シェルター等の設置に要した費用及び耐震改修等促進リフォーム工事の請求書（工事金額に変更があった場合に限る。）

（４） 耐震シェルター等の設置及び耐震改修等促進リフォーム工事に係る費用の領収書の写し

（５） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 10 条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、当該報告の内容について審査等を行い、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を別記様式第 7 号による補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（代理受領）

第 11 条 申請者は、耐震シェルター等の設置及び耐震改修等促進リフォーム工事に係る補助金の受領を、耐震シェルター等の設置及び耐震改修等促進リフォーム工事を行った者に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

2 代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書を提出する際に、別記様式第 8 号の代理受領予定届出書により、市長に届け出なければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、実績報告書を提出する前までに届け出ればよいものとする。

3 代理受領の中止又は変更を行うときは、実績報告書を提出する前までに第 8 条の変更手続きにより、市長に届け出なければならない。

4 代理受領により耐震シェルター等の設置及び耐震改修等促進リフォーム工事に係る補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第 9 条に規定する実績報告書に代えて、次に掲げる書類を添付した別記様式第 9 号の実績報告書（代理受領）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 代理受領に係る委任状（別記様式第 10 号）
- (2) 耐震シェルター等設置に係る収支計算書（別記様式第 13 号）
- (3) 設置状況写真（設置前、設置中及び設置後の状況が確認できるもの。）及び耐震改修等促進リフォーム工事状況写真（着手前、工事中及び工事後の状況が確認できるもの）
- (4) 耐震シェルター等の設置及び耐震改修等促進リフォーム工事に係る費用の請求書の写し及び当該請求書に係る額から補助金を差し引いた額の領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
(耐震シェルター等の設置に係る現地調査)

第 12 条 市長は、耐震シェルター等の設置中及び設置後並びに耐震改修等促進リフォーム工事中及び工事後において、その調査のために建築行政課の職員を派遣することができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 13 条 市長は、補助事業者が市補助金等交付規則第 17 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、その旨を別記様式第 11 号による補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、別記様式第 12 号による補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずることができる。

5 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずることができる。

(補助事業者に対する指導等)

第 1 4 条 市長は、補助事業者に対して、事業の適正な施行を確保するため必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第 1 5 条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

3 第 1 3 条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 4 年 2 月 1 3 日から施行する。

(補助金交付の特例)

2 平成 2 4 年 3 月 3 1 日までに第 7 条の規定による補助金の交付決定を受けたものについては、第 1 0 条第 1 項中「当該耐震シェルター等を設置する年度の 3 月 1 5 日」を「平成 2 5 年 3 月 1 5 日」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

新潟市耐震シェルター等設置補助事業補助金交付申請書

（宛先）新潟市長

申請者 〃 ー
住所
氏名
連絡先電話番号 ー ー

新潟市耐震シェルター等設置補助事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

住宅の所在地	新潟市_____
申請住宅等	申請ができる対象住宅等は下記の全てに該当するものです。条件を満たす場合は□にレを入れ、該当する項目に○をご記入ください。（確認できる書類が必要） □昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前の建築で、下記のいずれかに該当する。 ・所有者 ・居住者 （所有者と居住者が異なる場合、同意書が必要） □耐震診断の構造評点が 1. 0 未満の住宅又は誰でもできるわが家の耐震診断の結果、評点の合計が 7 点以下の住宅である。 □下記のいずれかに該当する高齢者等世帯が居住している。 ・高齢者（満 6 5 歳以上）のみが居住する世帯 ・要介護認定又は要支援認定を受けた者が同居する世帯 ・身体障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けた者が同居する世帯 ・療育手帳 A の交付を受けた者が同居する世帯
補助事業の目的及び内容	
交付申請額	耐震シェルター等の設置に係る費用 円 耐震改修等促進リフォーム工事に係る費用 円 （それぞれ消費税及び地方消費税相当額を除く。） 交付申請額（耐震シェルター等設置） 円 交付申請額（耐震改修等促進リフォーム工事） 円
事業実施期間	補助金交付決定日 ～ 年 月 日（予定）
確認事項	次の事項を確認のうえ、□に☑を記入してください。（☑がない場合は、交付決定ができません。） □ 本人及びその世帯に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。また、必要に応じて、市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。
添付書類	（1）耐震診断結果報告書の写し（総合評点又は上部構造評点等の分かる部分のみ）又は誰でもできるわが家の耐震診断問診表の写し （2）高齢者等が居住していることが確認できる次のいずれかの書類 ア 世帯全員分の住民票の写し（直近 3 か月以内のもの） イ 介護保険被保険者証の写し ウ 身体障害者手帳の写し エ 療育手帳の写し （3）住宅（所有者・居住者）の同意書（別記様式第 2 号）（当該住宅の所有者と居住者が異なる場合に限る。） （4）耐震シェルター等の設置及び耐震改修等促進リフォーム工事に係る費用の見積書の写し（設置しようとする耐震シェルター等の製品名と仕様等及び耐震改修等促進リフォーム工事の内容を明示したもの） （5）木造住宅の平面図（耐震シェルター等の設置位置並びに耐震改修等促進リフォーム工事の範囲及び内容を示したもの） （6）その他市長が必要と認める書類

新潟市耐震シェルター等設置補助事業
住 宅 （ 所 有 者 ・ 居 住 者 ） の 同 意 書

年 月 日

申請者_____が、次の住宅に耐震シェルター等の設置工事（関連する工事を含む。）を実施することについて、住宅の（所有者・居住者）として同意いたします。

補助事業実施住宅の所在地 新潟市

住宅の（所有者・居住者） 住 所

氏 名

電話番号 — —

新 建 第 号

年 月 日

新潟市耐震シェルター等設置補助事業
補 助 金 交 付 （ 不 交 付 ） 決 定 通 知 書

様

新潟市長 印

（担当 建築部建築行政課）

年 月 日付けで申請のありました新潟市耐震シェルター等設置補助事業の実施について、補助金の交付（不交付）の決定をしましたので、次のとおり通知します。

記

1. 補助事業の名称 新潟市耐震シェルター等設置補助事業

2. 交付決定額（不交付の理由）

耐震シェルター等設置 円

耐震改修等促進リフォーム工事 円

3. 補助事業実施住宅の所在地 新潟市

4. 交付条件等

- （1）新潟市耐震シェルター等設置補助事業補助金交付要綱の規定を遵守してください。
- （2）上記要綱に違反したときは、この決定の取消しまたは既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

新潟市耐震シェルター等設置補助事業
補助事業中止・廃止・変更承認申請書

（宛先）新潟市長

補助事業者（申請者） 〒 ー
住所

氏名
連絡先電話番号 ー ー

年 月 日付け新建第 号の2で補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次のとおり中止・廃止・変更したいので、申請します。

記

1. 補助事業の名称 新潟市耐震シェルター等設置補助事業
2. 補助事業実施住宅の所在地 新潟市

3. 中止・廃止・変更の内容

中止・廃止・変更前	中止・廃止・変更後

4. 中止・廃止・変更の理由

5. 中止・廃止・変更予定年月日

添付書類（変更に係るものに限る。）

- （1）変更後の耐震シェルター等の設置及び耐震改修等促進リフォーム工事に係る費用の見積書の写し（設置しようとする耐震シェルター等の製品名と仕様等及び耐震改修等促進リフォーム工事の内容を明示したもの）
- （2）変更後の耐震シェルター等を設置しようとする住宅の平面図（耐震シェルター等の設置位置並びに耐震改修等促進リフォーム工事の範囲及び内容を明示したもの）

新 建 第 号
年 月 日

新潟市耐震シェルター等設置補助事業
補 助 金 交 付 決 定 変 更 通 知 書

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

年 月 日付け新建第 号の2で補助金の交付の決定をした新潟市耐震シェルター等設置補助事業の変更について承認し、その補助金の交付の決定の内容を次のとおり変更したので通知します。

記

1. 補助事業の名称 新潟市耐震シェルター等設置補助事業

2. 既交付決定額

耐震シェルター等設置 円
耐震改修等促進リフォーム工事 円

3. 変更交付決定額

耐震シェルター等設置 円
耐震改修等促進リフォーム工事 円

4. 補助事業実施住宅の所在地 新潟市

5. 変更の内容

変更前	変更後

6. 変更の理由

(宛先) 新潟市長

氏名

年 月 日付け新建第 号の で補助金の交付の決定を受けた補助事業が完了したので、次のとおり報告します。

記

- 耐震改修等促進リフォーム工事 四

- ### 3. 補助事業実施住宅の所在地 新潟市

4. 補助事業完了年月日 年 月 日

補助金の交付先 (振込先)	金融機関名	銀 行 信用組合	支店							
	預金種目・口座番号	1 普通 第 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 号 2 当座 (右詰めで記入)								
フリガナ 名 義 人										

添付書類

- (1) 耐震シェルター等設置に係る収支計算書（別記様式第13号）
- (2) 設置状況写真（設置前、設置中及び設置後の状況が確認できるもの）及び耐震改修等促進リフォーム工事状況写真（着手前、工事中及び工事後の状況が確認できるもの）
- (3) 耐震シェルター等の設置及び耐震改修等促進リフォーム工事の請求書（工事金額に変更があった場合に限り。）
- (4) 耐震シェルター等の設置及び耐震改修等促進リフォーム工事に係る費用の領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

新 建 第 号
年 月 日

新潟市耐震シェルター等設置補助事業
補 助 金 確 定 通 知 書

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

年 月 日付けで実績報告のあった新潟市耐震シェルター等設置補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1. 補助事業の名称 新潟市耐震シェルター等設置補助事業
2. 補助事業実施住宅の所在地 新潟市
3. 交 付 決 定 額

耐震シェルター等設置

円

耐震改修等促進リフォーム工事

円
4. 交 付 済 額

耐震シェルター等設置

円

耐震改修等促進リフォーム工事

円
5. 確 定 額

耐震シェルター等設置

円

耐震改修等促進リフォーム工事

円

（宛先）新潟市長

申請者 〒 ー
住所

氏名
（電話： ー ー ）

代理受領予定届出書

新潟市耐震シェルター等設置補助事業補助金交付要綱第11条の規定により、補助金の受領について、事業に要した費用から補助金を差し引いた額を下記の事業者に支払い、補助金の受領は当該事業者委任する予定であることを届け出ます。

記

- 1 補助事業実施住宅の所在地 新潟市
- 2 事業者（委任予定者）

住 所	
事業者名	
代表者名	
電話番号	

年 月 日

新潟市耐震シェルター等設置補助事業
実績報告書（代理受領）

（宛先）新潟市長

補助事業者（申請者） 〒 ー
住所

氏名
連絡先電話番号 ー ー

年 月 日付け新建第 号の で補助金の交付の決定を受けた補助事業が完了したので、次のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称 新潟市耐震シェルター等設置補助事業
2. 交付決定額 耐震シェルター等設置 円
耐震改修等促進リフォーム工事 円
3. 補助事業実施住宅の所在地 新潟市
4. 補助事業完了年月日 年 月 日
5. 補助事業の成果

添付書類

- （1）代理受領に係る委任状（別記様式第10号）
- （2）耐震シェルター等設置に係る収支計算書（別記様式第13号）
- （3）設置状況写真（設置前、設置中及び設置後の状況が確認できるもの）及び耐震改修等促進リフォーム工事状況写真（着手前、工事中及び工事後の状況が確認できるもの）
- （4）耐震シェルター等の設置及び耐震改修等促進リフォーム工事に係る費用の請求書の写し及び当該請求書に係る額から補助金を差し引いた額の領収書の写し
- （5）その他市長が必要と認める書類

年 月 日

（宛先）新潟市長

代理受領に係る委任状

金 額	金 円
委任者	住 所 新潟市
	氏 名

私は、 年 月 日付け新建第 号の で交付決定を受けた事業に係る
上記補助金の受領に関する権限を下記記載の受任者に委任します。

記

上記権限の委任を受けることを承諾します。また、上記補助金は、次の口座に振り込んでください。

年 月 日

受任者	住 所
	事業者名
	代表者名
	電話番号
(備考欄) 口座振替 金融機関名 預金種別 口座番号 フリガナ 口座名義	

- | | | |
|-------------------|--|---|
| 1. 補助事業の名称 | | |
| 新潟市耐震シェルター等設置補助事業 | | |
| 2. 補助事業実施住宅の所在地 | | |
| 新潟市 | | |
| 3. 交 付 決 定 額 | | |
| 耐震シェルター等設置 | | 円 |
| 耐震改修等促進リフォーム工事 | | 円 |
| 4. 交付決定取消額 | | |
| 耐震シェルター等設置 | | 円 |
| 耐震改修等促進リフォーム工事 | | 円 |
| 5. 取消しの理由 | | |

新 建 第 号
年 月 日

新潟市耐震シェルター等設置補助事業
補 助 金 返 還 命 令 書

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

年 月 日付け新建第 号の で補助金の交付決定の取消しをした新潟市耐震シェルター等設置補助事業について、次のとおり補助金の返還を命ずる。

記

1. 補助事業実施住宅の所在地 新潟市
2. 返還額 耐震シェルター等設置 円
 耐震改修等促進リフォーム工事 円
3. 返還の期限
4. 返還の理由

耐震シェルター等設置に係る収支計算書

資金内訳

項 目	金 額（円）	備 考
自己資金より		
市より補助金		
計		

支払内訳

項 目	金 額（円）	備 考
改修業者へ支払額		
計		

補助事業者 氏名 _____